

見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第4号

見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則（平成5年見附市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市教育支援センター設置規則

第1条中「本市」を「市」に、「教科指導」を「学習支援」に、「体験活動指導」を「体験活動」に改め、「集団生活への適応を促し、」を削り、「を援助するため、見附市不登校児童生徒適応指導教室」を「及び将来を見据えた社会的自立を支援する多様な教育機会を確保するため、見附市教育支援センター（以下、「教育支援センター」という。）」に改める。

第2条表以外の部分中「見附市不登校児童生徒適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同条の表中「見附市不登校児童生徒適応指導教室(すこやかルーム)」を「見附市教育支援センター(すこやかルーム)」に改め、同条に第2項として次の1項を加える。

2 教育支援センター(すこやかルーム)の別室として、見附市ふるさとセンター条例(平成24年見附市条例第20号)に規定するふるさとセンターのうち、公民館と併設するふるさとセンター内に、ふるさと教育支援センター(すこやかルーム別室)を設置する。

第3条各号列記以外の部分中「すこやかルーム」を「教育支援センター」に改め、同条第1号中「すこやかルームへの」を削り、同条第2号中「すこやかルームの」を削り、「指導」を「支援」に改め、同条第3号中「すこやかルームの」を削り、「援助・指導」を「支援」に改め、同条第4号中「すこやかルームの」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自宅や学校外の施設で学ぶ児童生徒の訪問教育支援に関すること。

第4条第1項中「すこやかルーム」を「教育支援センター」に、「指導員」を「支援員」に改める。

第5条から第7条までの規定中「指導員」を「支援員」に改める。

第8条中「すこやかルーム」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の規定は、令和6年2月1日から適用する。